

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書に対する 意見書の提出について

- 1 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を併せて記載してください。なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添の所定様式（福岡市環境影響評価条例施行規則 様式第5号）を使用して提出してください。
- 5 意見書の様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙、又は、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期限は、平成29年9月7日までです。持参、FAXによる提出は、9月7日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、9月7日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒810-0074

福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番33号 博多港湾・空港整備事務所3階

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室 宛

電話 092-752-4369 FAX 092-724-2472

- 8 準備書、同要約書及び準備書のあらまきは、大阪航空局ホームページでも公表しております。

大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

様式第5号

意見書

平成29年 月 日

国土交通省大阪航空局長 干山 善幸 殿
国土交通省九州地方整備局長 増田 博行 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例 第8条 方法書
第17条 の規定により、 準備書 についての意見書を提

出します。

方法書又は 準備書の名称	福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書
-----------------	---------------------------

意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由

- 備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書又は準備書のいずれか該当するものに○をしてください。
2 意見書には、意見のある項目を挙げ、その項目ごとに環境の保全の見地からの意見及びその理由を記入してください。
3 意見書を別紙に継続する場合は、順番が分かるようにしてください。